

第三次千葉県地域福祉支援計画について（中間見直し案の概要）

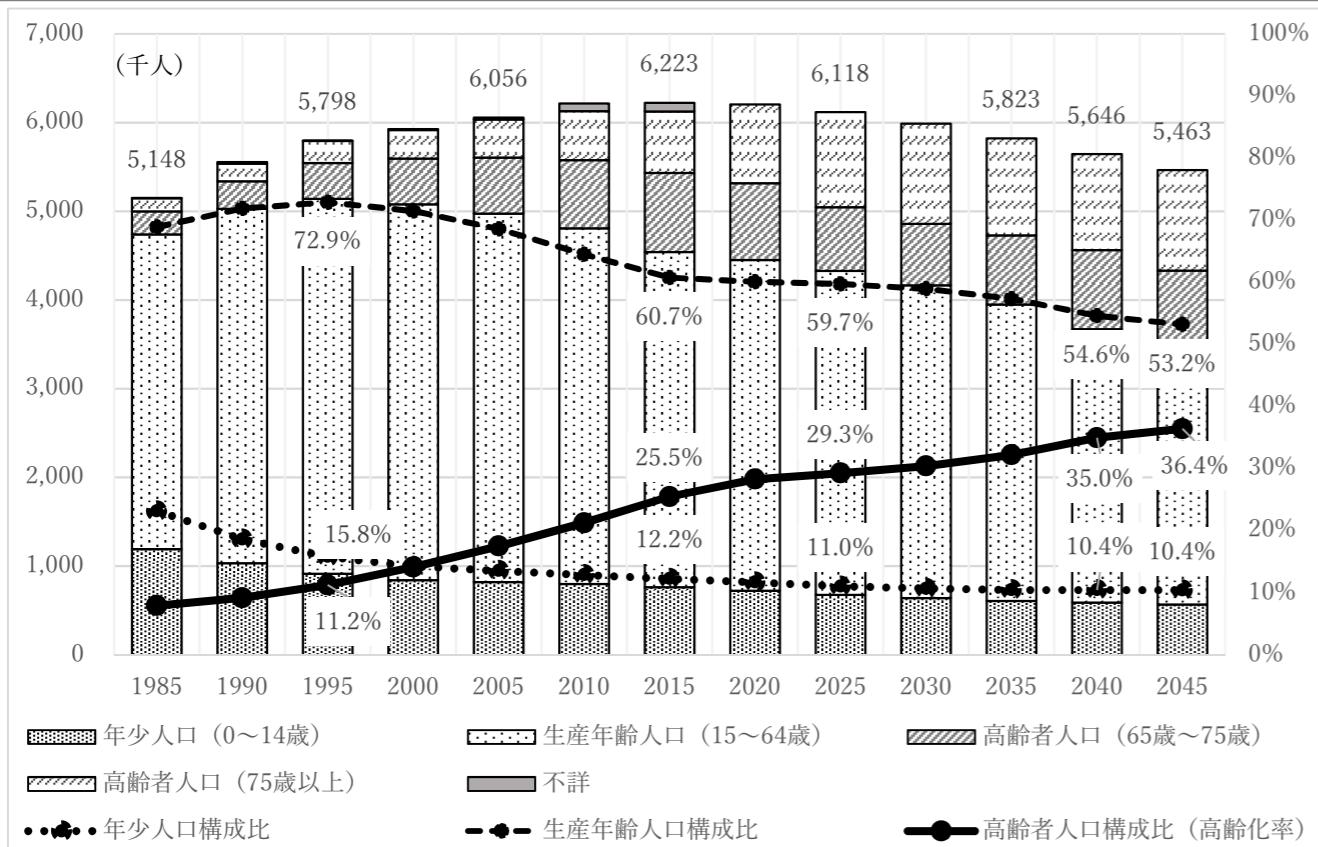
第1章 計画の策定にあたって

I. 計画の位置付け・計画期間

- 本計画は市町村地域福祉計画の達成に資するために、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めるとともに、県における地域福祉推進の基本方針として、各分野において共通して取り組むべき事項を示したもの。
- 計画期間は2015年度から2020年度までの6年間。※2018年度に中間見直し

II. 計画の中間見直しの趣旨

- 社会福祉法改正において、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉推進の理念が明確化され、行政が地域福祉の推進のために必要な措置を講ずることが求められている。
- この計画では、地域共生社会の実現を目指し、地域の様々な主体がお互いに協力して支え合い、地域社会の課題解決に取り組む「地域福祉」を推進していく。



第4章 推進体制

地域福祉の担い手として期待される団体：自治会・町内会、市町村社会福祉協議会・地区社会福祉協議会等・県社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人・社会福祉施設、学校・生涯学習施設、企業・協同組合・事業者、N P O 法人・ボランティア団体、千葉県共同募金会、広域・県域の福祉系組織

第2章 現状と課題

○ 現状

- 高齢化率は2015年の25.9%から2040年に35.0%に。
- 生産年齢人口の割合は、2015年で60.7%、2040年では54.6%。
- 「夫婦のみ」「単独世帯」の割合の増加。
- 老老介護、8050問題、ダブルケアなど、世帯の中で複数の課題が発生。
- 福祉・介護分野の人材は不足。2025年に県内で介護人材は約28,000人不足する見込み。
- 33市町が地域福祉計画を策定済み。2020年度までに10市町村が策定予定。

○ 地域の課題

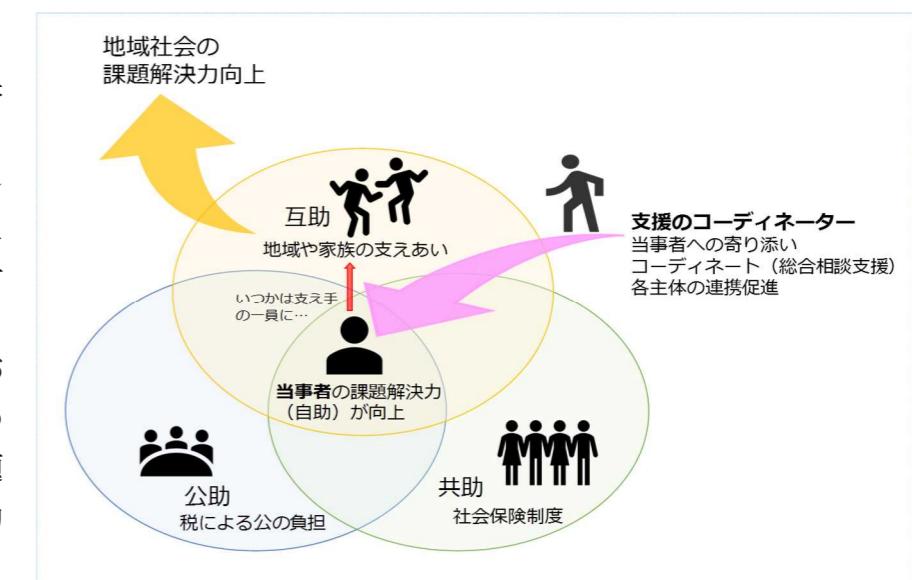
- 多様なニーズに対応できる質の高い福祉人材の確保と、地域における支え合いも必要。
- 生活困窮や虐待、ひきこもり、出所者への適切な対応など、問題が顕在化しにくい生活課題が多様化。多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が必要。災害時の要配慮者支援も必要。
- 県は、それぞれの地域の実情を踏まえて市町村を支援する必要がある。

第3章 理念

「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して

《私たちが目指す地域の姿》

地域に暮らす「他人」が抱える課題が、将来的には「自分」や「家族」の課題となる可能性があり、暮らしやすい地域をつくることは自分のためになると考えることで、当事者の課題を「我が事」として捉えるとともに自助の力を高め、地域社会づくりに参加することや、地域社会の構成員や専門職が連携しながら課題解決を図っていく環境を整え、互助の力を高めていくことが重要。



○ 市町村と県の役割

- 市町村は、関係者の中で現状や課題を把握し、将来像を共有化しながら、地域福祉計画を策定するとともに、包括的・総合的な総合相談支援機能を確保した体制を構築。
- 県は、市町村地域福祉計画の策定・見直しを支援するとともに、研修の実施や情報共有の場の設定などにより、各分野の相談支援機能等の確保・充実の支援と、総合相談支援機能の普及を図る。また、医療機関の役割分担と連携の促進や、専門職の人材育成、福祉教育など、市町村の行政区域を超える保健医療・福祉の課題の解決に向けて、市町村と連携して取り組む。

第5章 地域・市町村を支援するための施策

施策の方向性		
	県が取り組むべき施策	主な取組
I. 互いに支え合う地域コミュニティの再生		
1. 市町村が行う地域福祉施策への支援	①市町村地域福祉計画の策定の支援、②福祉サービスに関する情報の収集・提供	
	①地域に関わる様々な主体との連携促進、②スポーツ推進による健康づくり・地域コミュニティづくりの促進	
	①高齢者の孤立化や消費者被害防止対策等の推進、②災害時の要配慮者対策の推進、③地域の防犯力の向上、 ④犯罪の起こりにくい環境づくり、⑤社会福祉法人による公益活動の推進、 ⑥分野を越えたネットワークづくりと社会資源の創出	
II. 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成		
1. 福祉教育の推進	①福祉教育の推進、②県立高校に福祉教育拠点校を設置、③県立高校に福祉関係のコース等を設置	
	①福祉人材の確保・定着対策の推進、②福祉人材センターの運営、③コミュニティソーシャルワーカーの育成	
	①生涯現役社会に向けた意識の醸成、②千葉県生涯大学校による地域活動を担う人材の養成等 ③老人クラブ活動の活性化	
	①ボランティアの振興、②民生委員・児童委員活動の充実強化	
III. 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化		
1. 地域包括ケアシステムの構築促進	①地域包括ケアシステムの推進体制構築への支援、②在宅医療の充実、③介護サービス基盤の整備・充実 ④保健・医療・福祉・介護の連携強化、⑤地域リハビリテーションの推進、⑥認知症地域支援体制の構築 ⑦介護予防、自立支援及び重度化防止の推進、⑧生活支援体制整備の促進	
	①高齢期に向けた住まいの充実、②高齢者や障害のある人が安心して住み続けられる環境の整備 ③入所施設から地域生活への移行の推進、④精神障害のある人の地域生活への移行の推進 ⑤障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実、⑥福祉サービスの点検・評価、⑦住宅確保要配慮者への支援	
	①多様な子育て支援サービスの充実、②企業参画による子育て支援、③子育て世代包括支援センターの設置促進	
IV. 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談等支援体制の充実・強化		
1. 総合的な相談支援体制づくり	①中核地域生活支援センターの広域化・専門化の促進、②高齢者総合相談機能の強化、 ③障害のある人の相談支援体制の充実、④障害のある人への理解促進と差別解消、⑤児童の相談等支援体制の強化、 ⑤社会的養護の充実と社会的養育の体制整備	
	①生活困窮者自立支援方策、②ホームレス自立支援、③多重債務問題対策の強化、④子どもの貧困対策	
	①高齢者等の自立した地域生活と権利擁護の推進、②児童虐待防止対策の推進、③高齢者虐待防止対策の推進 ④障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、⑤DV防止と被害者支援の充実	
	①総合的な自殺対策の推進、②社会的に孤立している人への対策の推進、③障害のある子どもの療育支援体制の充実 ④障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、⑤がん患者への相談支援・情報提供等の充実 ⑥難病患者等の相談・支援体制の充実、⑦認知症の人やその家族への支援、⑧犯罪被害者支援の推進、 ⑨更生支援の推進、⑩外国人住民への相談支援・情報提供等	